様式第２０号（第２１条関係）

(表)

|  |
| --- |
| 身分証明書 |
|  | 　　写　　　真　　　　縦　　３㎝　 　　横　　２㎝　  | 第　　　号　　所属　　職名　　氏名 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  年　　月　　日生 |
|  |
| 　上記の者は、吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例第２３条第２項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。　　　　　年　　月　　日吉岡町長　　　　　　　印　　 |

（規格６センチメートル×９センチメートル）

（裏）

|  |
| --- |
| 吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例抜粋（報告の徴収及び立入検査等）第２３条　町長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域又は小規模特定事業区域の土地の所有者、土砂等を排出する者その他の土砂等による埋立て等に関係する者に対し、土砂等による埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。２　町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域若しくは土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域の土地の所有者若しくは土砂等を排出する者の事務所、事業所その他土砂等による埋立て等に関係のある場所に立ち入り、埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限の分量に限り土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域の土砂等を収去させ、又は関係者に質問させることができる。３　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。４　第２項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。第２９条　次の各号のいずれかに該当する者は、５０万円以下の罰金に処する。(4)　第２３条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者(5)　第２３条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁　　　をした者（両罰規定）第３１条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 |

（規格６センチメートル×９センチメートル）